

不思議な書物である。奇妙な印象を受ける作品である。「仏教」説話集としてこの書を編いた読者は、上巻の冒頭に位置する第一縁・第二縁・第三縁に、大きな困惑をおぼえるであろう。

上巻第一縁は、のちに安倍寺、山田寺、豊浦寺などが建立されることになる地での、天皇による雷神制覇を語る。第三縁は雷神の子である少年が鬼を制し諸王を懲らしめて元興寺の僧となった、と語る。元来は雷神の子の流謫のものがたりの一こまであろうか。

第二縁は第一縁、第三縁にみえる雷神のものがたりの一部分。まず中巻第四縁を読み、次に上巻第二縁へと遡及して読むことによって、それは理解されよう。

日本仏教史の前史として叙述される第一縁・第三縁(第二縁をも含む)では雷神と天皇と仏教とが微妙に絡み合う。

それに続く第四縁の聖徳太子の説話には「聖と隠身の聖」の関係が提示され、いよいよ日本仏教史の叙述が開始される。

第五縁以降の説話には日本仏教の黎明期のさまざまなできごとが展開され、「仏教」説話集をかたちづくってゐる。

序 上巻の序であるとともに全巻を統括する叙述をも含む。善悪因果の書を編むにいたつた来由が記される。

「文の発端に置く辞。」「内」内経「内典」は仏教書。「外」外書「外典」は仏教書以外の書物。仏教徒の立場でいう語。三本書では舌内人声音は「ち」で表記した。「にちほん」もその例。類例音を示すならば、ニツフオン。四奈良県橿原市大軒町に所在。五底本訓釈「宇阿女乃之太」(御平左太万比之)。六応神天皇。底本訓釈「誓訓呆牟」。七続日本紀「延暦九年(七〇)七月十七日条に、百濟と日本の交流について記され、応神天皇が百濟より辰孫王智宗王ともを聘して皇太子の師としたことがみえ、
「於是始伝書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此」とある。日本書紀「応神天皇十五年、十六年条も関係があるか。八奈良県桜井市に所在。底本訓釈「磯訓師」(城訓紀)。九下巻の序に「日本に仏の法の伝り適てより九年、延暦六年に迄るまでに、二百三十六歳を還るなり」とあるのより推せば欽明天皇十三年(五五)。書紀の所伝に合致。底本訓釈「欽音替反」。

二悪業と善業と。因果の理。一底本訓釈「観(寛)見か也」。三以下に「或一或」として代々の天皇の事蹟が述べられる。仁徳天皇、聖徳太子、聖武天皇、である。聖徳太子も「代々天皇のひとり」として遇されている。三外典のみが伝来した時代を仁徳天皇によって代表させている。「高き山の」は書紀「仁徳天皇四年二月六日条、「雨の漏る殿」は三月二十一日条、にかかわる。底本訓釈「庶民」上字諸也)。四内典外典ともに伝来した時代を三期にわけ、第一期(延暦六年原撰本の日本国現報善悪靈異記・上巻に対応)を聖徳太子によって代表させて

日本国現報善悪靈異記 上巻

諾楽の右京の薬師寺の沙門景戒録す

原夫内経外書の日本に伝りて興り始れる代におほよそ二時有り。みな百済国より將ち来る。軽嶋豊明宮に宇御めたまひし誉田天皇の代に、外書来る。磯城嶋金刺宮に宇御めたまひし欽明天皇の代に、内典来る。然れどもすなはち外を学ぶる者は仏の法を誹り、内を読む者は外典を軽す。愚癡なる類は迷執を懐き罪福を信はず。深く智れる儔は内外を觀て因果を信恐る。ただし代々の天皇、或るいは高き山の頂に登りて悲ふる心を起したまひ、雨の漏る殿に住みて庶民を撫でたまふ。或るいは生れながら高き弁ありて、兼ねて末の事を委りたまひ、一に十の訴を聞きて一言漏したまはず。生く年二十五にして天皇の請を受けて大乘経を説きたまひ、造りたまふ所の経疏長に末の代に流る。或るいは弘き誓願を發して敬ひて仏の像を造りたまひ、天は願ふ所に随ひ地は宝の蔵を敞く。また大僧等、徳は十地に伴しく道は二乗に超えたり。

いる。兼は、あらかじめ。この意で用いるのは日本における引伸義。「生く年二十五にして」は法隆寺伽藍縁起并流記資財帳、上宮聖徳法王帝説、にみえ、他の事蹟は書紀、推古天皇元年(五五)四月十日条にみえる。底本訓釈「委(知也)」。五内典外典ともに伝来した時代の第二期(原撰本の中巻に対応)を聖武天皇によって代表させている。ここに述べられた事蹟は、続紀・天平十五年(西三)十月十五日条の大仏発願の詔、天平勝宝元年(西四)四月条の詔、に言及されている。底本訓釈「敬開也)」。六以上「天皇」について述べられた。以下には「大僧」について述べられる。「名は遠き国に流るまでは行基の事蹟であろう。徳は菩薩に等しく道は声聞縁覚に超えている。として菩薩と同位であることが述べられる。内典外典ともに伝来した時代の第二期。底本訓釈「伴等也)」。

一底本訓釈「獨(止毛之比乎)」「康(秉か)取也)」「昏(闇也)」「岐(知未太平)」。二法苑珠林・誠勸篇・雜誠部に「救(溺運)慈舟」。三行基と婆羅門僧正との出会いに関する説話(三宝絵、法三)をいうか。四内典外典ともに伝来した時代の第三期の「大僧」。五空海の金光明最勝王經開題に「神功聖」測とみえる。底本訓釈「測(太波加利)」。六「代々天皇(大僧等)」と次第して以下には「世人」について述べられる。底本訓釈「諸音若也)」「賦(見也)」。七すべて「ハシヤシ」。底本訓釈「止比止奈留」。九底本訓釈「翹望也)」。一〇磯石。底本訓釈「磯音之反)」。一底本訓釈「毛去)」。二音読。三底本訓釈「嘘(須不與利之毛か)」。三「流頭」は水碓、水磨、の類の名か。底本訓釈「粒(川比乎)」「粉(久大支)」「啖(波牟与利毛)」。四たとえば

日本靈異傳 風文

日本国現報善惡靈異記上卷

諾案右京藥師寺沙門景戒錄

原夫内經外書、伝於日本、而興始代、凡有二時、皆自百濟国、將來之、輕嶋豐明宮御宇、菅田天皇代、外書來之、磯城嶋金刺宮御宇、欽明天皇代、内典來也、然乃学外之者、誹於仏法、誦内之者、輕於外典、愚癡之類、懷於迷執、匪信於罪福、深智之儔、觀於内外、信恐於因果、唯代々天皇、或登高山頂、起悲心、住雨漏殿、撫于庶民、或生而高弁、兼委末事、一聞十訴、一言不漏、生年廿五、受天皇請、說大乘經、所造經疏、長流末代、或發弘誓願、敬造仏像、天隨所願、地敞寶藏、亦大僧等、德侔十地、道超二乘、秉智燭以照昏岐、運慈舟而濟溺類、難行苦行、名流遠国、今時深智人、神功亦罕測、於是諾案藥師寺沙門景戒、熟瞰世人也、方好鄙行、翹利養、貪財物、過磁石於拳鉄山、以嘘鉄、欲他分、惜己物、甚流頭於粉粟粒、以啖糠、或貪寺物、生犢償債、或誹法僧、現身被災、或殉道積行、而現得驗、或深信修善、以生霑祐、善惡之報、如影隨形、苦業之響、如谷応音、見聞之者、甫驚怪、忘一卓之間、慚愧之者、倏悻悻、怠起避之頃、匪呈善惡之狀、何以直於曲執、而定是非、叵示因果之報、何由改於惡心、而修善道乎、昔漢地造冥報記、大唐国作般若驗記、何唯慎乎他国伝録、

- 1 代(国)一伐
- 2 将(国)一浮
- 3 嶋(豊明)(国)一
- 4 城(興積)城訓紀(国)城(一)ナシ
- 5 来也然乃学外(国)一
- 6 信於罪福深智(国)一
- 7 儔(国)一伝
- 8 於(一)ナシ
- 9 心(一)ナシ
- 10 漏敷撫于(国)一
- 11 末(国)一末
- 12 受天(国)一
- 13 末(国)一末
- 14 所願地(国)一
- 15 乘(国)一我
- 16 而濟溺類(国)一
- 17 亦罕(国)一二字
- 18 案(国)一磔(一)ナシ
- 19 門景戒熟(国)一
- 20 瞰(興積)瞰見也(国)瞰(一)瞰
- 21 養(国)一卷
- 22 山以嘘(国)欲他
- 23 生犢(興積)犢牛也(国)生犢(一)ナシ
- 24 信(国)一
- 25 問(国)一
- 26 問(国)一内
- 27 倏(興積)倏急也(一)倏悻悻(一)悻
- 28 悻(興積)悻問也(一)頂
- 29 呈善(興積)呈顯也(国)呈善(一)一
- 30 直(国)一真
- 31 修(国)一
- 32 国(国)一
- 33 国(国)一

弗信恐乎自土奇事、粵起自矚之、不得忍寢、居心思之、不能默然、故聊注側聞、
号曰日本国現報善惡靈異記、作上中下參卷、以流季葉、然景戒、稟性不儒、濁意難澄、
坎井之識、久迷大方、能巧所雕、浅工加力、恐寒心惰、患於傷手、此亦岷山之一礫、
但以口說不詳、忘遺多矣、不昇貪善之至、標示濫竿之業、後生賢者、幸勿噫嗤焉、
祈覽奇記者、却邪入正、諸惡莫作、諸善奉行、

捉雷緣第一

小子部栖輕者、泊瀨朝倉宮廿三年治天下、雄略天皇謂大泊瀨稚武天皇之隨身、肺脯侍者矣、
天皇住磐余宮之時、天皇与后、寐大安殿、婚合之時、栖輕不知而參入也、天皇恥輟、
当於時、而空雷鳴、即天皇勅栖輕而詔、汝鳴雷奉請之耶、答曰將請、天皇詔言、爾汝
奉請、栖輕奉勅、從宮罷出、緋纓著額、擎赤幡杵、乘馬、從阿倍山田前之道与豊浦
寺前之路、走往、至于輕諸越之衢、叫喊請言、天鳴雷神、天皇奉請呼云々、然而自此還
馬走言、雖雷神、而何故不聞天皇之請耶、走還時、豊浦寺与飯岡間、鳴雷落在、栖
輕見之、即呼神司、入輦籠而持、向於大宮、奏天皇言、雷神奉請、時雷放光明炫、
天皇見之、恐偉進幣帛、令返落処、其落処者、今呼雷崗、在古京小治田宮之北者、然後時
栖輕卒也、天皇勅留、七日七夜、詠彼忠信、雷落同処、作彼墓、收、立碑文柱言、取雷
栖輕之墓也、此雷惡怨而鳴落、踊踐於碑文柱、彼柱之折間、雷探所捕、天皇聞之、放雷

不死、雷慌七日七夜留在、天皇勅使、樹碑文柱言、生之死之捕雷栖輕之墓也、所謂古
京時名為雷崗、語本是也、

狐為妻令生子緣第二

昔欽明天皇是磯城嶋金刺宮食天、皇天國押開庭命也御世、三乃國大乃郡人、應為妻覓好孃、
乘路而行、時曠野中、遇於妹女、其女媚壯馴之、壯睇之言、何行雅孃、々答、將覓能
壯而行女也、壯亦語言、成我妻耶、女答言聽、即將於家、交通相住、比頃懷任、生一
男子、時其家大、十二月十五日生子、彼犬之子、每向家室而期剋、睡皆嗥吠、家室脅惶、
告家長言、此犬打殺、雖然患告、而猶不殺、於二月三月之頃、設年米春、時其家室、
於稻舂女等、將充間食、入於碓屋、即彼犬子、將咋家室而追吠、即驚謀恐、成野
干、登籬上而居、家長見言、汝与我之中、子相生故、吾不忘汝、每來相寐、故随夫
語、而來寐、故名為支都禰也、時彼妻著紅欄染裳、今之桃花裳也、而窈窕、裳欄引逝也、夫
視去容、恋歌曰、古比波未那和我字弊邇於知奴多万可支流波呂可邇美江天伊爾師古由惠邇、故其令相生
子、名号岐都禰、亦其子姓、負狐直也、是人強力多有、走疾如鳥飛矣、三乃國狐直等
根本是也、

34 目一自 35 能(國)一〇
36 點 37 作(國)一化
38 以(國)一〇
39 粟(國)一〇
40 不(國)一〇
41 坎(國)一〇 42 大太
43 巧(國)一〇 功
44 所(國)一フメイ
45 工(國)一〇
46 怡(國)一〇
47 亦(國)一〇
48 業(國)一我

1 雷(國)一電
2 小子(國)一少師
3 大(國)一太一一天
4 不知而參入也天皇恥輟當於
時(國)一ナシ
5 而(國)与一ナシ
6 空雷鳴即天皇勅栖輕(國)一
ナシ 7 耶(國)一恥
8 輕(國)一栖輕
9 囉一囉
10 雷(國)一電 11 雷(國)一電
12 豊浦(國)一浦豊
13 問(國)一ナシ
14 雷(國)一電 15 落(國)一露
16 即(國)一ナシ
17 雷(國)一電 18 雷(國)一電
19 炫(興)稗炫可也介利・國
「炫」一炫 20 落(國)一落
21 其落処(國)一ナシ
22 雷(國)一電 23 小(國)一少
24 雷落(國)一電落

25 収(國)一永
26 落(國)一落
27 雷(國)一電
28 雷(國)一電
29 雷(國)一電 30 雷(國)一電
31 樹(國)一樹々
32 雷(國)一電
33 京(國)一ナシ
34 雷(國)一電
35 崗(國)一崗 一山崗

1 天皇(國)一ナシ
2 命(國)一ナシ
3 妹(國)一妹
4 婿(興)稗古比一婿
5 答言聽(國)一聽答言
6 月(國)一〇
7 皆一皆
8 言(國)一ナシ
9 屋(國)一ナシ
10 子(國)一ナシ
11 室(國)一ナシ
12 籬(國)一籬
13 汝(國)一ナシ
14 今之桃花裳也(國)一今桃花云
裳也
15 和(國)一加
16 禰(國)一弥
17 狐(國)一ナシ
18 多(國)一尊

